

近江八幡市空き家情報バンクQ&A

～物件を買いたい人・借りたい人～

Q 1. 物件所有者と直接交渉することはできますか？

A 1. 物件を担当する宅建業者等を通じて契約交渉を行うため、物件所有者を直接紹介することはできません。

Q 2. 気になる物件をホームページで見たのですが、利用登録する前に詳細な住所情報等を提供していただくことができますか？

A 2. 利用登録する前に、物件の住所地や所有者等の個人情報は提供できません。

Q 3. 気になる物件があったので見に行きたいのですが可能ですか？

A 3. 利用登録後に担当の宅建業者等とおつなぎさせていただきますので、ご希望の物件を商工労政課にお知らせください。

Q 4. 希望の物件があるので実際に交渉したいのですが、手続きはどのようにしたらいいですか？

A 4. 商工労政課にご連絡ください。交渉を担当する宅建事業者等に連絡し、仲介に関する案内を行います。

Q 5. 「空き家等」の中には、店舗や工場や事務所等は含まれますか？

A 5. 店舗併用住宅は含まれますが、店舗のみの場合は含まれません。

Q 6. 「空き家等」の中には、農地なども含まれますか？

A 6. 農地は、農地法という法律がありますので、詳しくは農業委員会を紹介させていただきます。また、敷地内にある家庭菜園のような農地も同じ扱いとなります。

Q 7. 自治会等への加入は必要ですか？

A 7. 自治会等への加入は任意ですが、地域とのかかわりが大切ですので加入へのご理解をお願いします。